

議案 第4・5号 説明資料

平成29年2月16日

大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
国の省令と町条例の比較表	3～4
地域密着型サービス・介護予防サービス	5～6
大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	7～44
大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 新旧対照表	45～52

大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1. 改正概要

国は、高齢化の進展に伴い、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保する必要性があるとして、平成26年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」を制定し、介護保険法については、平成27年度からさまざまな改正が行われてきました。

これらの改正にあたり、平成28年2月、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成28年厚生労働省令第14号）が公布され、

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）の一部が改正されたことに伴い、「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部を改正するものであります。

2. 改正内容

(1) 大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

ア 地域密着型通所介護事業の規定を追加(第3章の2を追加)

基準省令では、地域密着型サービスの各事業の「基本方針」、「人員に関する基準」、「設備に関する基準」及び「運営に関する基準」が示されています。このうち、新たに地域密着型通所介護事業の「基本方針」や「人員」、「設備」及び「運営」にかかる基準が追加されましたので、「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に追加規定します。

基準省令には「従うべき基準」、「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」が規定されています。「従うべき基準」は、省令と同一の内容を町が条例等に規定することが求められますが、「標準とすべき基準」及び「参酌

すべき基準」は、一定の条件のもと、町の裁量として変更することが認められています。

これまでに条例で規定している地域密着型介護事業の各基準において「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」については、基準省令と同一の内容を条例に規定しています。

ただし、各種書類等の記録の保存年限については、「参酌すべき基準」として、基準省令で2年間と規定されていますが、介護報酬の過払返還請求等の時効との整合を図る必要性があることから5年間と定めています。したがって、追加規定する地域密着型通所介護事業においても、各種書類等の記録の保存年限については、5年間として規定し、その他の基準については、基準省令と同一とします。

イ 認知症対応型通所介護事業の運営推進会議設置義務の規定を追加

認知症対応型通所介護事業の運営にあたり、地域との連携等において、運営の評価等を受けるため、新たに運営推進会議を設置し、概ね6月に1回以上開催等が義務づけられたことから、新たに規定します。

ウ 準用規程の修正

地域密着型通所介護事業に関する規定が追加されたため、準用する規定を変更します。

エ 法改正による引用条文等の整理

介護保険法の改正に伴い、引用条文の変更ほかその他所定の整理をします。

(2) 大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

ア 介護予防認知症対応型通所介護事業の運営推進会議設置義務の規定を追加

介護予防認知症対応型通所介護事業の運営にあたり、地域との連携等において、運営の評価等を受けるため、新たに運営推進会議を設置し、概ね6月に1回以上開催等が義務づけられたことから、新たに規定します。

イ 法改正による引用条文等の整理

介護保険法の改正に伴い、引用条文の変更ほかその他所定の整理をします。

(3) 条例施行日

平成29年3月31日からとします。

国の省令と町条例の比較表(地域密着型通所介護<通所介護>)

町条例

節	規 程 内 容	類型	適 用	厚生労働省令の条
基本方針 第1節	第60条の2 基本方針	基本方針	参照	第19条
人員基準 第2節	第60条の3 従業員の員数 従業員は利用者の数が15人まで1人とし、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5でを除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数と定めます。 機能訓練指導員は1以上と定めます。	生活相談員は1以上と定めます。 看護師又は准看護師は1以上と定めます。 介護職員は利用者の数が15人まで1人とし、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5でを除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数と定めます。	従う	第20条
設備基準 第3節	第60条の4 管理者	常勤の管理者を定めます。	従う	第21条
	第60条の5 設備及び備品等	設備及び備品に関する基準を定めます。 事業所には食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室を備えることを定めます。 設備備品については消火設備その他非常災害に際して必要な設備、通所介護の提供に必要な設備、備品を備えることを定めます。	従う	第22条
	第60条の6 心身の状況等の把握	利用者の心身の状況の把握について定めます。	省令どおり	第23条
	第60条の7 利用料等の受領	利用料等の受領について定めます。	参照	第24条
	第60条の8 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針を定めます。	参照	第25条
	第60条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針を定めます。	参照	第26条
	第60条の10 地域密着型通所介護計画の作成	地域密着型通所介護計画の作成について定めます。	参照	第27条
	第60条の11 管理者の責務	管理者の責務について定めます。	参照	第28条
	第60条の12 運営規程	運営規程について定めます。	参照	第29条
	第60条の13 勤務体制の確保等	勤務体制の確保について定めます。	参照	第30条
	第60条の14 定員の遵守	定員の遵守について定めます。	参照	第31条
	第60条の15 非常災害対策	非常災害について具体的な計画作成等を定めます。	参照	第32条
	第60条の16 衛生管理等	衛生管理上の措置等について定めます。	参照	第33条
	第60条の17 地域との連携等	地域との連携について定めます。運営推進会議を設置し概ね6月に1回以上開催し、活動状況を報告し、各委員から評価、要望、助言等を受けることになります。	参照	第34条
	第60条の18 事故発生時の対応	事故発生時の対応を定めます。	従う	第35条
	第60条の19 記録の整備	各種書類等の記録を整備を定めます。保存年限は5年とします。	参照 「記録の保存期間を省令開則」とする。	第36条
運営基準 第4節	第10条 内容及び手続の説明及び同意	従う	第3条の7	
	第11条 提供拒否の禁止	従う	第3条の8	
	第12条 サービス提供困難時の対応	参照	第3条の9	
	第13条 受給資格等の確認	参照	第3条の10	
	第14条 要介護認定の申請による援助	参照	第3条の11	
	第15条 指定居宅介護支援事業者等との連携	参照	第3条の12	
	第16条 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	参照	第3条の13	
	第17条 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	参照	第3条の14	
	第18条 居宅サービス計画等の変更の援助	参照	第3条の15	
	第19条 サービスの提供の証明	参照	第3条の16	
	第20条 保険給付の請求のための証明書の交付	参照 省令どおり	第3条の18	
	第21条 利用者に関する町への通知	参照	第3条の19	
	第22条 披示	参照	第3条の20	
	第23条 装置保持等	参照	第3条の21	
	第24条 広告	従う	第3条の22	
	第25条 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	参照	第3条の23	
	第26条 苦情処理	参照	第3条の24	
	第27条 会計の区分	参照	第3条の25	
	第28条 職員の待遇	参照	第3条の26	
	第29条 職員の待遇	参照	第3条の27	
	第30条 職員の待遇	参照	第3条の28	
	第31条 職員の待遇	参照	第3条の29	
	第32条 職員の待遇	参照	第3条の30	
	第33条 職員の待遇	参照	第3条の31	
	第34条 職員の待遇	参照	第3条の32	
	第35条 職員の待遇	参照	第3条の33	
	第36条 職員の待遇	参照	第3条の34	
	第37条 広告	従う	第3条の35	
	第38条 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	参照	第3条の36	
	第39条 会計の区分	参照	第3条の37	
	第40条 職員の待遇	参照	第3条の38	
	第41条 職員の待遇	参照	第3条の39	
	第42条 職員の待遇	参照	第3条の40	
	第43条 職員の待遇	参照	第3条の41	
	第44条 職員の待遇	参照	第3条の42	
	第45条 職員の待遇	参照	第3条の43	
	第46条 職員の待遇	参照	第3条の44	
	第47条 職員の待遇	参照	第3条の45	
	第48条 職員の待遇	参照	第3条の46	
	第49条 職員の待遇	参照	第3条の47	
	第50条 職員の待遇	参照	第3条の48	
	第51条 職員の待遇	参照	第3条の49	
	第52条 職員の待遇	参照	第3条の50	
	第53条 職員の待遇	参照	第3条の51	
	第54条 職員の待遇	参照	第3条の52	

国の省令と町条例の比較表(地域密着型通所介護<療養通所介護>)

		療養通所介護	
基本方針	この節の趣旨	第38条	
第60条の21	この節の趣旨	参照	
第60条の22	基本方針	参照	第39条
人員基準			第40条
第60条の23	従業員の員数	看護職員は介護職員の員数は利用者の数が1.5人に対し療養通所従業者が1以上と定めます。	従う
第60条の24	看理者	看護職員又は介護職員の員数は利用者の数が1.5人に対し療養通所従業者が1以上と定めます。 管理者は看護師とすることを定めます。	従う
設備基準			第40条の2
第60条の25	利用定員	利用定員については9人以下と定めます。	標準
第60条の26	設備及び備品等	設備、備品等について専用の部屋を有し消防設備その他の非常災害に際して必要な設備等備えることと定めます。	従う
第60条の27	内容及び手続の把握	専用の部屋の面積は6.4m ² に利用定員を乗じた面積以上と定めます。	従う
第60条の28	心身の状況等の把握	サービスの内容等について利用者、家族に説明、同意について定めます。	従う
第60条の29	指定居宅介護支援事業者との連携	利用者の心身の状況の把握について定めます。	従う
第60条の30	指定療養通所介護の具体的取扱方針	指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携を義務付けることを定めます。	参照
第60条の31	緊急時等の対応	指定療養通所介護の具体的取扱方針について定めます。	参照
第60条の32	緊急時等の対応	緊急時等の対応については主治医とともに予め対応策を定めておくことを定めます。	参照
第60条の33	管理者の責務	管理者の責務について定めます。	参照
第60条の34	運営規程	運営規程について定めます。	参照
第60条の35	緊急時対応医療機関	緊急時対応医療機関について利用者の病状の急変等に備えるため予め緊急時対応医療機関を定めておくことを規程します。	参照
第60条の36	安全・サービス提供管理委員会の設置	安全・サービス提供管理委員会の設置について定めます。開催は概ね6月に1回とします。	参照
第60条の37	記録の整備	各種書類等の記録を整備を定めます。保存年限は5年とします。	参照
運営基準		記録の保存期間を省令12年間を15年とする。	第40条の15
第11条	提供拒否の禁止	従う	第3条の8
第12条	サービス提供困難時の対応	従う	第3条の9
第13条	受給資格等の確認	参照	第3条の10
第14条	要介護認定の申請に係る援助	参照	第3条の11
第15条	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	参照	第3条の14
第16条	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	参照	第3条の15
第17条	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	参照	第3条の16
第18条	居宅サービス計画等の変更の援助	参照	第3条の18
第19条	サービスの提供の記録	参照	第3条の20
第21条	サービスの提供の記録	参照	第3条の26
第23条	保険給付の請求のための証明書の交付	参照	第3条の32
第29条	利用者に関する町への通知	参照	第3条の33
第35条	掲示	従う	第3条の34
第36条	秘密保持等	参照	第3条の35
第37条	広告	参照	第3条の36
第38条	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	参照	第3条の39
第39条	苦情処理	参照	第40条の16
第42条	会計の区分	参照	第3条の34
第45条	利用料等の受領	参照	第3条の35
第60条の7	指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	参照	第3条の36
第60条の8	勤務体制の確保等	参照	第3条の39
第60条の13	勤務の遵守	参照	第24条
第60条の14	定員の遵守	参照	第25条
第60条の15	非常災害対策	参照	第30条
第60条の16	衛生管理等	参照	第31条
第60条の17	地域との連携等	参照	第32条
第60条の18	事故発生時の対応	参照	第33条
		省令どおり	第35条

地域密着型サービス・介護予防サービス

「地域密着型サービス・介護予防サービス」とは、次の12のサービスをいいます。
 「地域密着型サービス・介護予防サービス」を利用できるのは、原則としてサービスを提供する事業所が所在する市町村に住む人に限られます。

これらの事業指定については、町が行います。

新たに、都道府県が指定していた通所介護のうち、利用定員18人以下の小規模な通所介護のみ、市町村が指定する地域密着型サービスとなります。

県が指定するもの	居宅サービス		町が指定するもの	地域密着型サービス		「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」					
	訪問介護			①定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
	訪問入浴介護			②夜間対応型訪問介護							
	訪問看護			③地域密着型通所介護							
	訪問リハビリテーション			④認知症対応型通所介護							
	居宅療養管理指導			⑤小規模多機能型居宅介護							
	通所介護			⑥認知症対応型共同生活介護							
	通所リハビリテーション			⑦地域密着型特定施設入居者生活介護							
	短期入所生活介護			⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
	短期入所療養介護			⑨看護小規模多機能型居宅介護							
	特定施設入居者生活介護			介護予防サービス							
	福祉用具貸与			⑩介護予防認知症対応型通所介護							
	特定福祉用具販売			⑪介護予防小規模多機能型居宅介護							
	施設サービス			⑫介護予防認知症対応型共同生活介護							
介護老人福祉施設											
介護老人保健施設											
介護療養型医療施設											
居宅介護予防支援											

地域密着型サービス・介護予防サービス	
サービス名	事業内容
地域密着型介護サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。
	②夜間対応型訪問介護 夜間の、定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。 夜間対応型訪問介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。
	③地域密着型通所介護 デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。（ただし、利用定員が18名以下のものに限る。通所介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。） （認知症対応型通所介護の対象者を除きます）。療養通所介護は、常時看護師による観察が必要な難病等の重度要介護者またはがん末期患者を対象とし、療養通所介護計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を機能訓練を行います。
	④認知症対応型通所介護 認知症高齢者が、デイサービスセンターなどに通所して、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。 認知症対応型通所介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。
	⑤小規模多機能型居宅介護 利用者の居宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。 小規模多機能型居宅介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。
	⑥認知症対応型共同生活介護 利用者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。 認知症対応型共同生活介護を利用できるのは、認知症で、かつ「要介護」と認定された人です。ただし、認知症の原因となる疾患が急性の状態（症状が急に現れたり、進行したりすること）にある人を除きます。
	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 「地域密着型特定施設」に入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（地域密着型特定施設サービス計画）に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話をいいます。 なお、「地域密着型特定施設」とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームであって、入居者が要介護者とその配偶者などに限られ、入居定員が29人以下であるものをいいます。
	⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 「地域密着型介護老人福祉施設」とは、入所定員が29人以下の特別養護老人ホームであって、地域密着型施設サービス計画に基づいてサービスを提供する施設をいいます。地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する職員などを定めた計画（地域密着型施設サービス計画）に基づいて行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービスをいいます。
	⑨看護小規模多機能型居宅介護 利用者の居宅への訪問、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。 看護小規模多機能型居宅介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。
介護予防サービス	⑩介護予防認知症対応型通所介護 介護予防を目的として、認知症にある人が、デイサービスセンターなどに通所し、一定期間そこで提供される入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、そのほかの日常生活を送るうえで必要なサービスをと提供します。 介護予防認知症対応型通所介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。
	⑪介護予防小規模多機能型居宅介護 利用者の居宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、介護予防を目的に提供される入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練そのほかの日常生活を送るうえで必要なサービスを提供します。 介護予防小規模多機能型居宅介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。
	⑫介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防を目的として、利用者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練そのほかの日常生活を送るうえで必要なサービスを提供します。 介護予防認知症対応型共同生活介護を利用できるのは、「要支援」と認定された人（ただし、厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限ります）で、認知症にある人で厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限ります）で、認知症にある人で厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限ります）で、認知症にある人で厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限ります）で、認知症にある人で厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限ります）で、認知症にある人で厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限ります）で、認知症にある人で厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限ります）で、認知症にある人で厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限ります）で、認知症にある人で厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限ります）で、認知症のある人を除きます。

大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
目次	目次 省略
第1章～第3章 省略	第1章～第3章 省略
第3章の2 地域密着型通所介護	
第1節 基本方針（第60条の2）	
第2節 人員に関する基準（第60条の3・第60条の4）	
第3節 設備に関する基準（第60条の5）	
第4節 運営に関する基準（第60条の6～第60条の20）	
第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）	
第2款 人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）	
第3款 設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）	
第4款 運営に関する基準（第60条の27～第60条の38）	
第4章～第9章 省略	第4章～第9章 省略
附則	附則
第1章 省略	第1章 省略
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
第1節 省略	第1節 省略
第2節 省略	第2節 省略
第3節 省略	第3節 省略
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
第10条～第14条 省略	第10条～第14条 省略
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第15条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・ 随时対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用	第15条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・ 随时対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用

<p>改正案</p> <p>第16条 省略 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対して、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいり、)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を法定代理人受領サービスとして受け受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第18条 指定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、)が作成されている場合の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>第19条～第30条 省略 (管理者等の責務)</p>	<p>現行</p> <p>第16条 省略 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対して、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいり、)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を法定代理人受領サービスとして受け受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第18条 指定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、)が作成されている場合の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>第19条～第30条 省略 (管理者等の責務)</p>
--	--

改正案	現行
第31条第1項 省略	第31条第1項 省略
2 指定期巡回・隨時対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護事業所の定期巡回・随时対応型訪問介護事業所のこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	2 指定期巡回・随时対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護事業所の定期巡回・随时対応型訪問介護事業所の定期巡回・随时対応型訪問介護事業所のこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
3 省略	3 省略
第32条～第45条 省略	第32条～第45条 省略
第5節 連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護事業所の運営に関する基準の特例	第5節 連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護の人員及び運営に関する基準の特例
第3章 夜間対応型訪問介護	第3章 夜間対応型訪問介護
第1節 基本方針等 省略	第1節 基本方針等 省略
第2節 人員に関する基準 省略	第2節 人員に関する基準 省略
第3節 設備に関する基準 省略	第3節 設備に関する基準 省略
第4節 運営に関する基準 (管理者等の責務)	第4節 運営に関する基準 (管理者等の責務)
第55条第1項 省略	第55条第1項 省略
2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
3 省略	3 省略
第56条～第60条 省略	第56条～第60条 省略
第3章の2 地域密着型通所介護	第3章の2 地域密着型通所介護
第1節 基本方針	第1節 基本方針
(基本方針)	(基本方針)
第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となつた場合	第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となつた場合

	改正案	現行
においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。		
第2節 人員に関する基準		
(従業者の員数)		

第 60 条の 3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されたために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されたために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)第 5 条による改正前の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして町が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所に

改正案

現行

- おいて一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護事業者は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合には1以上、15人を超える場合には15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けうことができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いざれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されたために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合には、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として從事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを行いう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならぬ。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営され

	改正案	現行
(管理者)	<p>ている場合には、町が定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要な他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかるらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項に

改正案	現行
掲げる設備を利用して夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供しようとすることは、当該サービスの提供の開始前に、当該サービスの内容を町長に届け出るものとする。	
5 指定地域密着型通所介護事業者が第 60 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、町が定める当該第 1 号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第 4 節 運営に関する基準	
(心身の状況等の把握)	
第 60 条の 6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	
(利用料等の受領)	
第 60 条の 7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	
2 指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける当該指定地域密着型通所介護に係る利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。	
3 指定地域密着型通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。	
(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利	

	改正案	現行
	用者に対して行う送迎に要する費用	
(2)	指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用	
(3)	食事の提供に要する費用	
(4)	おむつ代	
(5)	前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることができると認められる費用	
4	前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	
5	指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬい。	
	(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)	
第60条の8	指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。	
2	指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
	(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)	
第60条の9	指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによることとする。	
(1)	指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。	
(2)	指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて日常生活を送ることができるように配慮して行うものとする。	

改正案	現行
<p>(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならぬよう利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供するものとする。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供することができる体制を整えるものとする。</p>	

改正案	現行
<p>(管理者の責務)</p> <p>第 60 条の 11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業者の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 60 条の 12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>

	改正案	現行
(勤務体制の確保等)		
第 60 条の 13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに從業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。		
2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		
3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		
(定員の遵守)		
第 60 条の 14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行つてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。		
(非常災害対策)		
第 60 条の 15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。		
(衛生管理等)		
第 60 条の 16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。		
2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		
(地域との連携等)		
第 60 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たつては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職		

	現行
改正案	
<p>員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び</p>	

改正案	現行
<p>第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 60 条の 19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第 29 条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 60 条の 20 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条及び第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第 1 款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p>

	改正案	現行
第 60 条の 21 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第 60 条の 31 に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの)をいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。	(基本方針) <p>第 60 条の 22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業を行ふ者は(以下「指定療養通所介護事業者」といいう。)は、指定療養通所介護の提供に当たつては、利用者の主治の医師及び該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。</p>	第 60 条の 22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 <p>2 指定療養通所介護の事業を行ふ者は(以下「指定療養通所介護事業者」といいう。)は、指定療養通所介護の提供に当たつては、利用者の主治の医師及び該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。</p>

	改正案	現行
(管理者)		
第 60 条の 24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。	第 60 条の 24 指定療養通所介護事業者は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	
2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。	2 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行ったために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。	
(利用定員)		
第 60 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けたことができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を 9 人以下とする。	第 60 条の 25 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行ふにふさわしい専用の部屋を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
(設備及び備品等)		
第 60 条の 26 指定療養通所介護事業者は、前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。	第 60 条の 26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行ふにふさわしい専用の部屋を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。	2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。	
3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	3 第 1 項に掲げる設備は、前項ただし書の規定により第 1 項に掲げる設備を利用して、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの提供の開始前に、当該サービスの内容を町長に届け出るものとする。	
4 指定療養通所介護事業者は、前項ただし書の規定により第 1 項に掲げる設備を利用して、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの提供の開始前に、当該サービスの内		

	改正案	現行
第4款 運営に関する基準		
(内容及び手続の説明及び同意)		
第 60 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 60 条の 34 に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第 60 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	2 第 10 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。	
(心身の状況等の把握)		
第 60 条の 28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。	
(指定居宅介護支援事業者等との連携)		
第 60 条の 29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。	

改正案	現行
3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。	
4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (指定療養通所介護の具体的取扱方針)	
第 60 条の 30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるとこころによるものとする。	
	(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
	(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
	(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。
	(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるように、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
	(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供するものとする。
	(療養通所介護計画の作成)
	第 60 条の 31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
	2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿つて作成しなければならない。

	改正案	現行
3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。		
4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。		
5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際にには、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。		
6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。		
(緊急時等の対応)		
第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。		
2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用することができますよう配慮しなければならない。		
3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。		
4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。		
5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更に		

改正案	現行
<p>について準用する。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第 60 条の 33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の從業者の管理及び指定療養通所介護事業所の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならぬ。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に關し、必要な指導及び管理を行わなければならぬ。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の從業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定療養通所介護の利用定員 (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 非常災害対策 (9) その他運営に関する重要な事項</p>

	改正案	現行
(緊急時対応医療機関)		
第 60 条の 35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならぬ。		
2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならぬ。		
3 指定療養通所介護事業者は、緊時ににおいて円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならぬ。		
(安全・サービス提供管理委員会の設置)		
第 60 条の 36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。		
2 指定療養通所介護事業者は、おおむね 6 月に 1 回以上委員会を開催するごとに、事故の事例等、その他の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならぬ。		
3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。		
(記録の整備)		
第 60 条の 37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。		
2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。		
(1) 療養通所介護計画		
(2) 前条第 2 項に規定する検討の結果についての記録		
(3) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定した具体的なサービスの内容等の記録		

		現行
(4) 次条において準用する第29条に規定する町への通知に係る記録		
(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録		
(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録		
(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要 望、助言等の記録		
(準用)		
第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、 第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3 項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18まで の規定は、 <u>指定療養通所介護の事業について準用する。</u> この場合において、 第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「 <u>療養 通所介護従業者</u> 」と、第60条の13第3項中「 <u>地域密着型通所介護従業者</u> 」 とあるのは「 <u>療養通所介護従業者</u> 」と、第60条の17第1項中「 <u>地域密着 型通所介護について知見を有する者</u> 」とあるのは「 <u>療養通所介護について 知見を有する者</u> 」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当 たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60 条の18第4項中「 <u>第60条の5第4項</u> 」とあるのは「 <u>第60条の26第4項</u> 」 と読み替えるものとする。		
	改正案	
(4) 次条において準用する第29条に規定する町への通知に係る記録		
(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録		
(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録		
(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要 望、助言等の記録		

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」といふ。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに上を目指し、必要な日常生活上の世話を行うことにより、利

改正案	現行
利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。 第2節 人員及び設備に関する基準 第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第2款 共用型指定認知症対応型通所介護 第62条から第65条 省略 (利用定員等)	用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第2節 人員及び設備に関する基準 第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 省略 第2款 共用型指定認知症対応型通所介護 第62条から第65条 省略 (利用定員等)
第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条第20項第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定介護予防サーサー（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。	第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定介護予防サーサー（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)

改正案	現行
<p>第67条 省略</p> <p>第3節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)</p> <p>第68条及び第69条 削除</p>	<p>第67条 省略</p> <p>第3節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)</p> <p>第68条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第69条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。</p> <p>（1） 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>（2） 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であつて利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p>

改正案	現行
	(3) 食事の提供に要する費用
	(4) おむつ代
	(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される更宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるとこころによるものとする。	4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるとこころによるものとする。
	5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。
	(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)
	第70条 第1項 省略
	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	(指定認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)
	第71条 第1項 省略
	2 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	(指定認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)
	第71条～第72条 省略
	第73条 削除
	2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
	2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護の運営に係る指揮命令を行うものとする。

改正案	現行
<p>(運営規程)</p> <p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第62条第4項又は第66条第1項の利用定員をいう。）</p> <p>(5)～(10) 省略</p> <p><u>第75条～第79条 削除</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第62条第4項又は第66条第1項の利用定員をいう。第76条において同じ。）</p> <p>(5)～(10) 省略</p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の認知症対応型通所介護従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守)</p> <p>第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策)</p> <p>第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に認知症対応型通所介護従業者に周知するとともに、定期的に避難、</p>

改正案	現行
	<p>救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合</p>

改正案	現行
<p>(記録の整備)</p> <p>第80条第1項 省略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条第1項 省略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条及び第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針 省略</p> <p>第2節 人員に関する基準</p>	<p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条及び第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針 省略</p> <p>第2節 人員に関する基準</p>

改正案	現行				
第83条第1項～第5項 省略	<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</th> <th>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td></tr> </tbody> </table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合				
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合				
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</th> <th>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td></tr> </tbody> </table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合				
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合				
7～13 省略	<p>7～13 省略</p> <p>第84条～第85条 省略</p> <p>第3節 設備に関する基準 省略</p>				

改正案	現行
<p>第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）が開催するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を配置していなければならぬ。</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）が開催するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を配置していなければならぬ。</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）が開催するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を配置していなければならぬ。</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）が開催するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を配置していなければならぬ。</p>
<p>第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）が開催するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を配置していなければならぬ。</p> <p>第89条～第105条 省略 (地域との連携等)</p> <p>第106条 削除</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）が開催するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を配置していなければならぬ。</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）が開催するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を配置していなければならぬ。</p> <p>第89条～第105条 省略 (地域との連携等)</p> <p>第106条 削除</p>

改正案	現行
	<p>地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護事業者と同一の建物に居住する利用者からのお困りの苦情に関する事で、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
	<p>第107条 省略 (記録の整備)</p> <p>第108条第1項 省略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>
	<p>第109条 第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第60条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</p> <p>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する運営規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条及び第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護従業者」とあり、並びに第73条及び第75条に規定する運営規程」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは、</p>

<p>改正案</p> <p>「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」と、「活動状況」とあるのは「新しいサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>第128条第1項 省略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、</p>	<p>現行</p> <p>条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは、「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。</p> <p>第2節 人員に関する基準 省略</p> <p>第3節 設備に関する基準 省略</p> <p>第4節 運営に関する基準 省略</p> <p>第115条～第127条 省略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第128条第1項 省略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、</p>
---	--

改正案	現行
望、助言等の記録 (準用)	<p>助言等の記録 (準用)</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第44条、第46条の11、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条に規定する「指定認知症対応型共同生活介護の事業」について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条及び第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第73条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第100条及び第103条第1項中「小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護にについて知見を有する者」と、「6月」とあるのは「認知症対応型共同生活介護にについて知見を有する者」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」とあるものとする。</p>

		改正案	現行
護の事業が行われるものという。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。	護の事業が行われるものという。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることができるようにするものでなければならない。		
2 省略	2 省略	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定地城密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地城密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
第2節 人員に関する基準 第3節 設備に関する基準 第4節 運営に関する基準 第134条～第148条 省略 (記録の整備)	第2節 人員に関する基準 第3節 設備に関する基準 第4節 運営に関する基準 第134条～第148条 省略 (記録の整備)	(1)～(7) 省略 (8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)	(1)～(7) 省略 (8) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
第149条第1項 省略	第149条第1項 省略	第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条第42条、第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条及び第36条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあり、並びに第73条及び第77条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。	第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

改正案		現行
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
第1節 基本方針等 (基本方針)	第1節 基本方針等 (基本方針)	
第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
2～3 省略	2～3 省略	2～3 省略
第152条 省略	第152条 省略	第152条 省略
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)
第153条 1～12 省略	第153条 1～12 省略	第153条 1～12 省略
第153条 第93条第1項に規定する指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所が併設される場合においては、当該指定地城密着型介護老人福祉施設が併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地城密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるとときは、これを置かないと認められるときは、これを置かなければならない。	第153条 第93条第1項に規定する指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所が併設される場合においては、当該指定地城密着型介護老人福祉施設が併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地城密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるとときは、これを置かなければならない。	第153条 第93条第1項に規定する指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所が併設される場合においては、当該指定地城密着型介護老人福祉施設が併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地城密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるとときは、これを置かなければならない。

改正案	現行
14～17 省略	<p>第3節 設備に関する基準 省略</p> <p>第154条 第4節 運営に関する基準 省略</p> <p>第155条～第177条 省略 (記録の整備)</p> <p>第178条第1項 省略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第3節 設備に関する基準 省略</p> <p>第154条 第4節 運営に関する基準 省略</p> <p>第155条～第177条 省略 (記録の整備)</p> <p>第178条第1項 省略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要な事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「指定居宅介護支援が利用者に対して行なわれる等の場合であつて必要と認めるとときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、同条第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条及び第77条中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第73条第1項中「地域密着型通所介護について」</p>

改正案	現行
<p>て知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 省略</p> <p>第2款 設備に関する基準 省略</p> <p>第3款 運営に関する基準</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第183条～第190条 省略 (準用)</p>	<p>106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 省略</p> <p>第2款 設備に関する基準 省略</p> <p>第3款 運営に関する基準</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第183条～第190条 省略 (準用)</p>
<p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要な事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要とさは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とあり、並びに第73条及び第77条中「認知症疾患型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節第3款」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条に</p>	<p>106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 省略</p> <p>第2款 設備に関する基準 省略</p> <p>第3款 運営に関する基準</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第183条～第190条 省略 (準用)</p>

改正案

現行

において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは、「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは、「第191条」と、「第177条第3項」とあるのは、「第191条において準用する第177条第2項」と、「第178条第2号中「第157条第2項」と、「第178条第3項」とあるのは、「第191条において準用する第157条第2項」と、「同項第3号中「第159条第5項」とあるのは、「第184条第7項」と、「同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは、「第191条」と、「同項第6号中「前条第3項」とあるのは、「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、「第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、「同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、「同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、「同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第2項」と、「第178条第2号中「第157条第2項」と、「第178条第3項」とあるのは、「第191条において準用する第157条第2項」と、「同項第3号中「第159条第5項」とあるのは、「第184条第7項」と、「同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは、「第191条」と、「同項第6号中「前条第3項」とあるのは、「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針	省略
第2節 人員に関する基準	省略
第3節 設備に関する基準	省略
第4節 運営に関する基準 (基本方針)	(基本方針)

第198条～第202条 省略
(記録の整備)

第203条第1項 省略

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1)～(9) 省略
- (10) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

改正案	現行
<p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について、第10条第1項中「第32条において準用する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する運営規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、「定期巡回・隨時對應型訪問介護看護従業者」と、第35条及び第36条中「定期巡回・隨時對應型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第90条、第98条、第101条第2号及び第103条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第107条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条まで、この規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護看護従業者」と、「定期巡回・隨時對應型訪問介護看護従業者」と、「定期巡回・隨時對應型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第90条、第98条、第101条第2号及び第103条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

附則
この条例は、平成29年3月31日から施行する。

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準等を定める条例 新旧対照表

改正案		現行
目次	省略	省略
附則	附則	附則
第1章 総則 (趣旨)	第1章 総則 (趣旨)	第1章 総則 (趣旨)
第1条 省略	第1条 省略	第1条 省略
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2 第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。	(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2 第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。	(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2 第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
(2) ~ (6) 省略	(2) ~ (6) 省略	(2) ~ (6) 省略
第3条～第4条 省略	第3条～第4条 省略	第3条～第4条 省略
第2章 介護予防認知症対応型通所介護	第2章 介護予防認知症対応型通所介護	第2章 介護予防認知症対応型通所介護
第1節 基本方針 省略	第1節 基本方針 省略	第1節 基本方針 省略
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 省略	第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護 及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 省略	第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護 及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 省略
第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護
第9条 省略	第9条 省略	第9条 省略
(利用定員等)	(利用定員等)	(利用定員等)
第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居 (法第8条第20項又は法第8条の2 第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉	第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居 (法第8条第19項又は法第8条の2 第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉	第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居 (法第8条第19項又は法第8条の2 第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉

改正案	現行
<p>施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービスをいう。第80条において同一の第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条に規定する指定居宅サービスをいう。(法第42条の2第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定居宅介護予防サービスをいう。)、指定介護予防サービス(法第58条第1項に規定する指定居宅介護予防サービス若しくは指定介護予防サービスをいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定居宅介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第58条第1項に規定する指定居宅介護予防サービスをいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する指定介護予防支援をいう。)において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項の表において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>11条 省略</p>	<p>施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービスをいう。(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定居宅介護予防サービスをいう。)、指定介護予防サービス(法第58条第1項に規定する指定居宅介護予防サービス若しくは指定介護予防サービスをいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定居宅介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第58条第1項に規定する指定居宅介護予防サービスをいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する指定介護予防支援をいう。)において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項の表において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>11条 省略</p> <p>第3節 運営に関する基準</p> <p>12条～39条 省略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等に</p>

		現行
改正案		
より構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	指定期間内に運営推進会議を開催する旨を報告する。 （運営推進会議の開催回数、開催日時、開催場所等）
3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならぬ。	4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護を行わうよう努めなければならない。		（記録の整備） 第41条第1項 省略
	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

改正案	現行
(1) ~ (5) (省略) (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	(1) ~ (5) (省略)
第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第42条～第43条 省略	第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第42条～第43条 省略
第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針 省略 第2節 人員に関する基準 第45条第1項～第5項 省略	第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針 省略 第2節 人員に関する基準 第45条第1項～第5項 省略
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地 域密着型特定施設、指定施設等のいづれかが併設地城密着 されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地 域密着型特定施設、指定施設等のいづれかが併設地城密着 されている場合
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地 域密着型特定施設、指定施設等のいづれかが併設地城密着 されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地 域密着型特定施設、指定施設等のいづれかが併設地城密着 されている場合
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地 域密着型特定施設、指定施設等のいづれかが併設地城密着 されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地 域密着型特定施設、指定施設等のいづれかが併設地城密着 されている場合

			現行
欄に掲げる施設等のいすれかがある場合	定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	欄に掲げる施設等のいすれかがある場合	定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、指定認知症対応型通所介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
第45条第7項～第47条 省略			
第3節 設備に関する基準 省略	第3節 設備に関する基準 省略	第3節 設備に関する基準 省略	第3節 設備に関する基準 省略
第4節 運営に関する基準 省略	第4節 運営に関する基準 省略	第4節 運営に関する基準 省略	第4節 運営に関する基準 省略
第50条～第62条 省略	第50条～第62条 省略	第50条～第62条 省略	第50条～第62条 省略
第63条 (削除)			第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聽く機会を設けなければならない。
			2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
			3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当た

改正案	現行
	<p>つては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供了した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>第64条 省略 (記録の整備)</p> <p>第65条第1項 省略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」</p>

改正案

と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護に有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護に有する者」と、「6月」とあるのは「2ヶ月」と、「活動状況」とあるのは「新しいサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 省略

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針 省略

第2節 人員に関する基準 省略

第3節 設備に関する基準 省略

第4節 運営に関する基準

第76条～第85条 省略

(記録の整備)

第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第89条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画

(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する町への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

現行

と、第27条中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条、第33条並びに第34条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 省略

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針 省略

第2節 人員に関する基準 省略

第3節 設備に関する基準 省略

第4節 運営に関する基準

第76条～第85条 省略

(記録の整備)

第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。

(1) 第89条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画
(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する町への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

改正案	<p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録（準用）</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条（第5項を除く。）、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条並びに第34条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条及び第60条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護サービス」と、「活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>	現行	<p>(7) 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録（準用）</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条（第5項を除く。）、第57条、第60条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条並びに第34条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条及び第60条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護サービス」と、「活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	省略	省略	<p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成29年3月31日から施行する。</p>